

「令和 7 年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）業務委託」

公募型プロポーザル 募集要項

1 事業名称

令和 7 年度 企業啓発推進事業（企業への人権啓発支援）業務委託

2 事業内容に関する事項

（1）事業目的

本事業は、「大阪市人権行政推進計画～人権ナビゲーション～」がめざす「人権が尊重されるまち」の実現に向け、市内の企業・事業所（以下、「企業等」とする）の経営者や従業員を対象とした人権啓発講座の実施、本市人権施策に関する情報の提供及び社内人権研修の実施に向けた支援等を行うことにより、企業等が人権を尊重した活動を積極的に展開し社会的責任を果たしていくことができるよう支援することを目的に実施する。

（2）業務内容（詳細については、別紙「仕様書」を参照。）

〈1〉講座の実施に関すること

- ・市内の企業等を対象に、職場での立場に応じた人権啓発講座の企画・運営
- ・参加者の募集・広報・受付・資料等作成
- ・講座にかかるデータの提出
- ・効果検証（アンケート調査）

〈2〉企業等への啓発支援に関すること

- ・本市が行っている人権施策に関する情報の企業への提供
- ・企業等における本研修事業の優れた活用事例の紹介
- ・就職差別撤廃月間における公正な採用選考の周知・啓発活動の実施
- ・企業が社内人権研修を積極的に実施できるよう研修実施に向けた支援

（3）事業経費（契約上限額）

金 10,409,000 円（消費税含む）

※契約の締結は、令和 7 年度予算が発効したときとする。

（4）契約期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日

（5）費用分担

受注者が本業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、発注者は契約金額以外の費用は負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

大阪市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は発注者と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

また、発注者は契約締結後においても受注者が本提案における失格事由又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。

(2) 契約書

別紙参照

(3) 契約保証金

契約保証金 免除

保証人 不要

(4) 委託料の支払い

発注者の検査を経て、経費を確定した後、受注者の請求に基づき支払うこととする。

なお、事業の出来高部分（発注者が履行を確認し、経費が確定した部分に限る。）については、部分払の請求も可能とするが、月1回を超えることはできない。

(5) 再委託について

ア 受注者は委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等を再委託することはできない。

イ 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

ウ 受注者は、上記ア及びイに規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

なお、元請の契約金額が1,000万円を超え契約の一部を再委託しているものについては、再委託相手先、再委託内容、再委託金額を公表する。

エ 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、ウに規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

オ 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第16条第2項及び第16条の2第2項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

(6) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 公募型プロポーザル参加資格

公募型プロポーザル参加申出時において、次に掲げる条件の全てに該当する者は、本案件についての公募型プロポーザルに参加することができる。（ただし、（２）、（３）については、いずれか一方に該当する者とする。）

- （１）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- （２）令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていること。
- （３）令和 4・5・6 年度本市入札参加有資格者名簿（委託）に登録されていない者については、令和 7 年 1 月 1 日現在、引き続いて 1 年以上営業を行っており、かつ納税義務者にあつては、直近 2 箇年の消費税及び地方消費税、市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）を完納していること。（ただし、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置を受けている場合は、この限りではない）
- （４）大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置を受けていないこと。
- （５）大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと。
- （６）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。また、特定の公職者（候補者を含む。）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- （７）公共の福祉に反する活動をしていないこと。
- （８）上記（１）から（７）の条件を満たす団体同士（ただし（２）（３）についてはいずれか一方を満たすこと）の共同体での申請は、以下の要件をすべて満たしているときに限り可能とする。
 - ア 全体の意思決定、管理運営等にすべての責任を持つ共同体の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。なお、代表者は、業務の遂行に責任を持つことのできる団体とすること。
 - イ 参加申出書類提出後、代表者及び共同体を構成する団体（構成員）の変更は認めない。
 - ウ 代表者とならない団体にあつては、代表者に代表権を委任する旨が記載されている委任状を提出すること。
 - エ 参加申出書類提出時に共同体の協定書（様式自由）の写しを併せて提出すること。なお、協定書には、それぞれの団体の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
 - オ 単独で応募した団体は、共同体の構成員となることはできない。
 - カ 各構成員は、複数の共同体の構成員となることはできない。

5 スケジュール

- | | | |
|------------|------------|----------------------|
| ・ 公募開始 | ・ 参加申出受付開始 | 令和 7 年 2 月 13 日（木曜日） |
| ・ 質問受付締切 | | 令和 7 年 2 月 20 日（木曜日） |
| ・ 質問に対する回答 | | 令和 7 年 2 月 25 日（火曜日） |

- ・ 参加申出関係書類の提出期限 令和7年2月28日（金曜日）
- ・ 参加資格決定通知 令和7年3月6日（木曜日）
- ・ 企画提案書の提出期限 令和7年3月17日（月曜日）
- ・ 選定委員会開催 令和7年3月下旬（予定）
- ・ 選定結果通知 令和7年3月28日（金曜日）

6 応募手続き等に関する事項

（1）質問の受付

- ア 受付 令和7年2月20日（木曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。締切り以降の質問については受付けない。
- イ 提出方法 書面【様式1】により、「8（2）提出先」へ提出すること。（ファックスでの送信、電子メールでも可。その場合、必ず受信確認の電話を入れること。）
- ウ 回答 令和7年2月25日（火曜日）に本市HPに掲載する。

（2）参加申出手続き

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「申出者」という。）は、令和7年2月13日（木曜日）から令和7年2月28日（金曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間、に次の書類を「8（2）提出先」に提出し、公募型プロポーザル参加資格審査を受けなければならない。

- ア 公募型プロポーザル参加申出書【様式2】
- イ 事業概要(団体の業務内容がわかるもの。様式自由)
- ウ 登記簿謄本又は登記事項全部証明書（法人の場合のみ。提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）、任意団体にあっては定款等に相当する書類
- エ 申請内容確認書【様式3】
- オ 印鑑証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し不可）ただし、法人登記を行っていないために提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- カ 使用印鑑届【様式4】
- キ 団体目的等についての誓約書【様式5】
- ク 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書(提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可)(税務署の様式その3、その3の2、その3の3、その1のいずれかの様式で提出すること。但し、様式その1により提出する場合は、直近2箇年分の納税が確認できるものであること)但し、非課税で本証明書が提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- ケ 直近2箇年の市町村民税及び固定資産税（土地・家屋、償却資産）の納税証明書（提出日前3箇月以内に発行されたもの：写し可）但し、営業が2年未満の者もしくは非課税で本証明書が2箇年分提出できない場合は、その旨を記載した理由書を提出すること。
- コ 委任状（共同体で申請する場合のみ）【様式6】
- サ 協定書（共同体で申請する場合のみ。様式自由）

※なお、本市入札参加有資格者名簿に登録されている申出者については、上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

また、上記名簿に登録されていない申出者であっても、提出日から前3箇月以内に市民局において、他のコンペもしくはプロポーザルに参加申請を行い、かつク・ケを提出済みの者はその旨をアに記載することによって上記ウ～カ、ク、ケを省略できるものとする。

※上記ク及びケについて、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置により納税の猶予がある場合は、その旨確認できる書類を提出すること。

(3) 参加資格決定の通知

参加資格があると認められた申出者（以下「参加者」という。）に対しては、令和7年3月6日（木曜日）付で電子メールにて参加資格決定通知書を交付する。参加資格が認められなかった申出者に対しては、その理由を付した通知書を交付する。

(4) 企画提案書の提出

ア 参加者が提出できる企画提案書は1種類のみとする。

イ 企画提案書の必須記載項目は、次のとおりとする。

①事業に対する意図（コンセプト）・考え方

②事業実施にあたっての企画内容

・具体的な実施方法や手法、スケジュール等を提案すること。

③事業にかかる実施体制

④成果目標、効果検証にかかる手法・効果

・成果目標及び目標数値を提案するするとともに、測定方法がわかるように具体的に提案すること。

⑤所要経費・積算の考え方

ウ 企画提案書はA4判とし、様式は自由とするが、上記イ「必須記載項目」の①～⑤を順に作成すること。

エ 提出部数 8部（正1部、副1部、マスキング6部）

※マスキングについては、申請団体の商号又は名称（略称を含む）、同団体の所在地、電話番号及びFAX番号、代表者氏名（副代表や理事長、副理事長など当該団体の代表者たる立場を有する者の氏名を含む）をマスキングしてください。

オ 受付期間 令和7年3月6日（木曜日）から令和7年3月17日（月曜日）までの土日祝を除く、午前9時～午後5時30分の間とする。

カ 提出場所 「8（2）提出先」まで持参すること。

7 選定に関する事項

(1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

（配点設定） ※選定会議各委員の評価点は100点満点とし、配点は以下のとおり

業務の理解度	・当事業実施目的並びに業務内容の理解度	15点
事業実施にあたっての企画内容	・企画内容の有効性、実現性、計画性、効率性	40点
実施体制	・事業執行体制の妥当性	10点
実績	・類似業務実績の豊富さ	10点
成果目標の設定内容	・成果目標の設定内容と達成に向けた視点	15点
積算	・費用積算根拠の妥当性	10点
計		100点

(2) 選定方法

- ア 本企画提案の審査については、参加者の名称等が特定できない企画提案書を用いて、外部の学識経験者等有識者により構成される「大阪市市民局ダイバーシティ推進室人権啓発・相談事業等委託業者選定委員会」を開催し、プレゼンテーションと質疑応答を実施のうえ、選定委員会からの意見を受けて選定する。
- イ 選定委員は、選定基準に沿って企画提案書の審査を行う。
- ウ 選定委員会の日時は、事前に参加者へ連絡する。
- エ 審査の結果、評価点が最も高い参加者が複数いる場合は、「(1) 選定基準」に記載している評価項目「事業実施にあたっての企画内容」の得点が高い方を最優秀提案者とする。
- オ 評価点の合計が基準点（平均 60 点）に満たなかった場合は、評価点が最も高い業者であっても、その事業者の提案は採用しないものとする。
- カ 審査は非公開とし、審査内容に関する問合せについては、一切回答しない。

(3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案内容を意図的に開示すること
- エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- オ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(4) 選定結果の通知及び公表

選定結果は決定後速やかに全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。

なお、選定結果の通知を受けた参加者は、その審査結果について疑義があるときは、書面を「8 (2) 提出先」に提出することにより、審査結果の内容についての説明を求めることができる。

8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 申出書類、企画提案書の作成や提出等、当公募型プロポーザルにかかる費用は、応募する者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、「大阪市情報公開条例（平成 13 年大阪市条例第 3 号）」に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての提出物は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に参加者に無断で使用しない。（大阪市情報公開条例に基づく公開を除く。）
- オ 参加申出書、企画提案書等について、提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
（ただし、発注者が補正等を求める場合を除く。）
- カ 参加申請後に大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- キ 本委託業務の履行にあたっては、仕様内容を遵守し、提案内容については発注者と調整した上で、誠実に履行すること。

（２）提出先、問い合わせ先

〒550-0012 大阪市西区立売堀 4 丁目 10 番 18 号 阿波座センタービル 1 階
大阪市人権啓発・相談センター
TEL：06-6532-7631 FAX：06-6532-7640
電子メール：ca0016@city.osaka.lg.jp
担当：小谷